平成２２年（フ）第４３８号
徳島県吉野川市山川町中須賀38番地１
債務者　宮島　　厚
１　決定年月日時　平成23年２月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４７号
徳島市栄町６―24　坂本マンション１階、住民票上の住所徳島市八万町大坪96番地の10
債務者　久次米千鶴
１　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７５号
徳島市出来島本町３丁目45番地　スカイコートスズエ407号、住民票上の住所徳島市八万町大坪96番地の10
債務者　久次米芳之
１　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８５号
徳島県徳島市国府町早淵167番地の１、旧住所徳島県徳島市国府町日開397番地の６
債務者　花井　久弥
１　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８６号
徳島県徳島市国府町早淵167番地の１、旧住所徳島県徳島市国府町日開397番地の６
債務者　花井　美保
１　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８７号
徳島県名西郡神山町阿野字歯ノ辻383番地３
債務者　花井　吉春
１　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１号
徳島県阿南市福村町北筋53番地３
債務者　鳥居　宣昭
１　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第３号
香川県坂出市小山町１番72号
債務者　河内美恵子
１　決定年月日時　平成23年２月７日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第８８４号
高知市農人町１番16号　カーサＭ１―602号
債務者　上岡　敏美
１　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９２５号
高知県香南市野市町東野256番地４　東野ハイツ205号
債務者　伊勢　美鈴
１　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５号
高知県南国市幸町３丁目１番22―12号
債務者　村上　政幸
１　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８号
佐賀県唐津市肥前町上ケ倉68番地２
債務者　諸岡　沙智
１　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第１号
鹿児島県鹿屋市南町4170番地
債務者　丸田　　隆
１　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第２５６号
松江市朝日町425番地　あおとビル403号
債務者　秦　　和子
１　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１号
富山市豊田町１丁目６番21号
債務者　村井　宏平
１　決定年月日時　平成23年２月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２号
富山市月岡町６丁目1320番地１
債務者　松田　　薫
１　決定年月日時　平成23年２月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９５号
広島県府中市高木町345番地
債務者　朝野　尚作
１　決定年月日時　平成23年２月７日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１９６号
広島県府中市高木町345番地
債務者　朝野　明美
１　決定年月日時　平成23年２月７日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係